



外国送金をご依頼になるお客様へお願い

「外国為替及び外国貿易法にもとづく」経済制裁措置の確実な実施のため、外為法第 17 条の規定により、お客様の送金取引が外為法の規制対象取引でないことを確認させていただきます。

外国送金依頼書 兼 告知書に記載されております、

■北朝鮮・イランおよびロシア・ベラルーシ関連の「外国為替及び外国貿易法」の規制に該当しません。

■ロシア・ベラルーシに関連する証券取引規制・役務取引規制、技術提供および輸出禁止措置に関する技術提供規制等に該当しません。

■受取人/受取人の実質的支配者はロシア・ベラルーシの資産凍結等の措置の対象となる者（50%以上の株式を直接保有する団体も含む）等ではない。

■受取人/受取人の実質的支配者は北朝鮮に住所又は居所を有する者等ではない。

との事項をご確認の上、ご申告をお願いします。

なお、最新の規制内容につきましては財務省 HP 等にてご確認くださいようお願いいたします。

兆豐國際商業銀行 東京支店

關於國外匯款之確認事項

為了確保「外匯法及外國貿易法」規範之經濟制裁措施有效實施，根據外匯法第 17 條的規定，本行必須確認您的匯款交易並不屬於外匯法的管制交易。

填寫匯款申請書(外国送金依頼書兼告知書)時，請確認以下四點確認事項 再進行勾選。

■本交易未涉及「外匯法及外國貿易法」所述的北韓，伊朗，俄羅斯，白俄羅斯相關經濟制裁措施

■本交易未涉及俄羅斯、白俄羅斯相關證券交易限制、服務交易限制以及技術提供限制與禁止出口之技術提供限制相關制裁措施

■受款人/受款人之實質受益人非屬俄羅斯、白俄羅斯資產凍結措施之對象(包含佔有 50%以上股份之團體)

■受款人/受款人之實質受益人於北韓無居住事實且不存在居住地址。

兆豐國際商業銀行 東京分行